

# 労働講座企画委員会寄附講座

## ～非正規労働者の世界（1）：アルバイト経験を出発点に考える

2010年10月26日

### 講師

高須裕彦：明治大学労働教育メディア研究センター客員研究員。h\_takasu@jca.apc.org

森崎 巖：全労働省労働組合中央執行委員長。労働基準監督官として、首都圏の労働基準監督署や労働局に約20年勤務の後、旧労働省（本省、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所など）の職員を組織する労働組合の専従役員として、組合活動に関わっている。

飯田勝泰：特定非営利活動（NPO）法人東京労働安全衛生センター事務局長。同センターで23年間スタッフとして、労働安全衛生や労災・職業病問題に関わってきた。個人で加盟できる地域ユニオン「下町ユニオン」の活動にも関わっている。

### 1. 本日の講義

- ・アルバイト現場のトラブルから私たちの権利について考える。
- ・トラブルにあった時に問題をどうやって解決するか。

### 2. アルバイト・アンケート結果から（別紙1）

### 3. アルバイト現場のトラブルから私たちの権利について考える（Q&A）

- ・疑問に思ったら調べてみる。
- ・わからなかったら相談機関に相談してみる。
- ・正社員でも、パート・アルバイトでも原則として同一の労働法（労働基準）が適用される。ただし、1週間の労働日数や労働時間数により適用が変わる場合がある。

#### （1）働き始めるとき

（1-1）採用の時に勤務地は原宿の事務所と言われたが、千葉の倉庫に行って働けと言われた。／仕事の内容が採用時に話されたことと違う。／採用時に示された労働条件が、働き始めてみると違っている。

→労働条件明示義務（ポケット労働法 P10~18）。

契約書、労働条件通知書、就業規則（ポケ労 19-21）。

→労働条件が異なっていれば労働契約を即時解除できる（ポケ労 18）。

（1-2）労働契約に関連する文書に「賠償予定」ととれる条項がある。

→労働契約につけていけない条件（ポケ労 15-16）。

## (2) 賃金

(2-1) 店の業績が悪いので突然時給を 900 円から 800 円にするとされた。

→一方的に賃下げはできない。合意あるいは合理的な理由が必要 (ポケ労 22)。最低賃金を下回ることはできない (ポケ労 23-24)。東京都の最低賃金 821 円 (10/24~)。

(2-2) 始業 30 分前が集合時間とされ、拘束されたが、無給だった。／販促用の黒板を書くのに 2 時間かかったが、45 分の時給しかもらえなかった。／開店準備や閉店後の片付けについては一切払われない。

→指揮命令の有無がポイント。賃金不払いなら、2 年分まで遡って請求できる

(2-3) 残業時間の端数 (30 分未満) を切り捨てられて、支払われなかった。

→毎日の残業時間の端数切り捨ては違法。1 ヶ月分の合計額の 30 分未満を切り捨てて、30 分以上の切り上げするなら可能。

(2-4) シフトは 17 時から 23 時なのに、客が少ないと 18 時や 19 時で帰らせられる。

→休業手当の支払義務 (ポケ労 25)。但し、1 日あたり平均賃金の 6 割に限って支払い義務。民事的には原則 10 割を請求できる。

(2-5) レジのカネが 5000 円足りなかったら、その分を給料から引かれた。／皿を割って皿代を払えと言われた。

→賃金払いの原則に違反、制裁としての減給にあたるか (ポケ労 25-26)、損害賠償請求か。

(2-6) アルバイト先が突然倒産して閉店してしまった。今月分の給料が払われていない。

→未払い賃金の立て替え払い制度 (ポケ労 28-30)。

## (3) 労働時間

(3-1) 労働時間の原則 (1 日 8 時間、1 週 40 時間) と例外 (変形労働時間制など)

→残業時間や残業代の計算がややこしいことに注意 (ポケ労 39-43、49-53)。

(3-2) シフトの変更を強要される。勤務時間を一方的に変更された。勤務を強要された。

→当初の労働契約の内容を確認。

(3-3) 8 時間働いているが、ほとんど休憩が取れない。

→6 時間を超えると 45 分、8 時間を超えると 1 時間の休憩。自由利用の原則。(ポケ労 44)

(参考) 店長が大変長時間働いている。わずかな店長手当は出るが残業代が出ていない。月給を実働時間で割るとアルバイト並みの時給。→名ばかり店長・管理職問題

(4) 休日と年次有給休暇

(4-1) 休日の原則 (1週に1日か、4週4日以上) と休日出勤 (ポケ労 45-53)

(4-2) 学生バイトは有給休暇を取れないと言われた。

→雇用形態に関係なく、6ヶ月以上継続勤務して労基法の要件を満たせば有給休暇を取れる (ポケ労 54-56)

(5) いじめ、パワハラ、セクハラ

(5-1) 店長が怒鳴ったり、殴ってくる。／正社員からのパワハラ。店長は対応してくれない。

→使用者の安全 (健康) 配慮義務。いじめが原因でうつ病になったり、ケガをしたら、労災保険が適用される可能性も。

(5-2) 異性の正社員から毎日膨大なメールが届く。セクハラではないかと管理職に相談して対応を依頼。

→男女雇用機会均等法・使用者が講ずべき措置義務 (ポケ労 33)

(6) 仕事上の事故 (けが)・病気 (ポケ労 84-86)

(6-1) バイクでピザの宅配中に転倒して大ケガを負った。／飲食店で調理中に火傷を負った。

→仕事に起因するケガは労働災害。労災保険から休業補償、療養補償給付が出る。労災保険は強制加入 (保険料は全額使用者負担)。

→使用者の安全 (健康) 配慮義務。使用者は労働契約にともない労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。(労働契約法第5条)

(6-2) 上司からの毎日のいじめが原因でうつ病になった。

→仕事に起因する病気も労災。

(6-3) アルバイト先に出勤途中に駅の階段で転倒して、手を骨折した。

→通勤中のケガも労災。

(7) 退職・解雇・雇い止め (契約満了)

(7-1) 仕事を辞めたいが辞めさせてくれない。

→退職の自由 (ポケ労 96)

(7-2) 店長から突然明日から来なくて良いと言われた。

→解雇には合理的な理由が必要。整理解雇の場合。契約期間の途中・満了の場合。

→解雇が正当であっても30日前の予告か、30日分の平均賃金 (解雇予告手当) を支払わないといけない (ポケ労 98-103)

→雇用保険 (1週20時間以上、31日以上の雇用見込み) 加入義務。離職票の交付。

(8) 派遣や請負、フリーランスという働き方  
(ポケ労 66-70)

#### 4. 困った時の相談先と使い方

##### (1) 使い方

##### (2) 労働組合・ユニオン・弁護士・NGO

##### (3) 労働行政機関

- ・ 東京都労働相談情報センター 労働 110 番 0570-00-6110 (ポケ労 P108)
- ・ 労働基準監督署 (ポケ労 P114)
- ・ 公共職業安定所 (ハローワーク) (ポケ労 P111~113)
- ・ 労働局雇用均等室 (ポケ労 P116)
- ・ 労働局総合労働相談コーナー 0120-601-556
- ・ 労働局需給調整事業部 (ポケ労 P116)

#### お知らせ

■本講座の講師（河添誠さん、岩淵弘樹さん）がテレビに出演します。

**NHK 教育テレビ「ハートをつなごう」テーマ 「働くことがツライです」**

教育テレビ 10月25日（月）、26日（火）午後8時～8時29分

再放送 11月1日（月）、2日（火）正午～12時29分

NHKの「ハートをつなごう」のサイト <http://www.nhk.or.jp/heart-net/hearttv/>

当日の収録内容 [http://www.nhk.or.jp/heart-blog/people/sakurai/post\\_480.html](http://www.nhk.or.jp/heart-blog/people/sakurai/post_480.html)

■本講座のホームページ

「労働講座企画委員会」で検索すれば見つけられます。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~labored/kifukoza/rodokoza2010.html>

## 労働講座企画委員会寄附講座 アルバイト・アンケート結果

アンケート回収 36名

3年生 女性9名 男性9名 合計18名

4年生 女性4名 男性14名 合計18名

女性合計13名 男性合計23名

時給 単純平均975円 670円～1600円

週の労働時間 単純平均19時間

勤続月数 単純平均13ヶ月

仕事の内容	件数	トラブル内容	件数
教育:塾・予備校・試験監督など	12	残業代の不払い・サービス労働	7
コンビニ	9	店長や社員のパワハラ・暴力・対立	5
一般小売業	7	人減らし・労働強化	3
カフェ・コーヒー店	7	休憩がない・取れない	2
居酒屋	7	労働時間(早上がりの強要、勤務強要)	2
スーパー	5	交通費の不支給	2
派遣	5	採用時に職務内容が明示されない・明示された内容と異なっている	2
飲食店・レストラン	4	セクハラ	1
ファーストフード	4	有給休暇がない	1
電話営業・電話受付	3	正規・非正規の差別	1
イベント企画運営	2	アルバイト間の昇給差別	1
スポーツジム	2	労働契約・賠償予定	1
官公庁(税務署)	1	辛い仕事内容(客に嘘を言わせられる)	1
郵便局	1	人間関係	1
鉄道	1	レジの金不足の補填	1
カラオケ	1	合計	31
会社事務	1	トラブル経験なし	9
清掃	1		
テーマパーク	1		
合計	74		
	小売業合計	21	
	飲食業合計	22	